

公告
(参加意思確認公募)

独立行政法人国際協力機構 北海道センター(帯広) (以下「JICA 北海道(帯広)」という)が、2020 年度に開始する予定の案件に関し、別紙のとおり、公募参加確認書の提出を招請します。

なお、本件に関する問い合わせは、JICA 北海道(帯広)道東業務課(電話:0155-35-1210 担当:近藤)宛にお願いします。

2020 年 7 月 28 日

独立行政法人国際協力機構
北海道センター(帯広)
分任契約担当役
代表 沢田 博美

1. 案件概要

(1) 案件名:

2020 年度(国別)「南アジア向け市場志向型農業振興」研修委託契約の実施

(2) 案件内容:

研修委託業務概要(別添)のとおり

(3) 技術研修期間:

2020 年 10 月中旬から 2020 年 11 月初旬まで(予定)

(4) 履行期間:

2020 年 8 月中旬から 2020 年 12 月下旬まで(予定)

2. 公募の趣旨

上記1及び別添の研修委託業務概要に示す業務の実施を希望する者を募集する目的で、公募参加確認書の提出を招請するものである。

本業務の遂行に当たっては、十勝インターナショナル協会(以下「特定者」という。)を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき経費を積算したうえで契約を締結する予定です。

特定者は、JICA 北海道(帯広)所管地域を含む、中央・地方の各地域において、農村開発分野に関して、学術分野、民間分野を含む人材ネットワークのハブ機能を有する機関であり、産学官公民から多様な講師を招請できることから、応募要件(下記3)を満たし、本件業務を適切に実施しうる要件を備えています。特定者以外の者で応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、公募参加確認書の提出を招請するものです。

3. 応募要件

(1) 独立行政法人国際協力機構一般契約事務取扱細則(平成 15 年細則(調)第 8 号)第 4 条の規程に該当しない者であること。

(2) 令和 1・2・3 全省庁統一資格において「役務の提供等」の「A」又は「B」又は「C」又は「D」の認定等級(格付)を受けている者であること。

(3) 上記(2)に掲げる令和 1・2・3 全省庁統一資格の登録を受けていない者で本件競争に参加希望する者は、契約担当役から 4 項(1) B に定める書類を提出することによって資格審査(簡易審査)を受けることができます。

なお、別案件において既に資格審査を申請し、当機構から審査結果の通知を受けた者で、通知が有効期限内であれば、その審査結果の通知内容に変更がない限り、審査結果は有効となる。この場合、前回当機構より通知した審査結果の通知文書の写しを提出することで、契約担当役から資格審査を受けることができます。

(4) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続き開始の申立がなされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続き開始の申立がなされている者(手続き開始の決定後、再認定を受けた者を除く)でないこと。

(5) 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成 20 年 10 月 1 日規程(調)第 42 号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。

(6) 業務を遂行する法人としての能力を有すること。業務を統括するための統括責任者を選

任し、機構担当者と密接な連絡を保ちつつ、研修業務が円滑に進むような体制を構築すること。

- (7) 以下を要件のいずれにも該当しないこと、また、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約する者。

競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しようとする者(以下、「提出者」という。)は、以下のいずれにも該当しないこと、および、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約して頂きます。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加意思確認書を無効とします。

ア. 提出者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等(これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成16年10月25日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という。)である。

イ. 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2号第6号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。

ウ. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。

エ. 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。

オ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

カ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。

キ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。

ク. その他、提出者が北海道暴力団排除条例(平成23年北海道条例第57号)に定める禁止行為を行っている。

4. 公募参加確認書の提出手続き等

(1) 提出書類

A. 全省庁統一資格を有する者

- 1) 公募参加確認書(様式1)及びその添付書類(法人概要、パンフレット等)
- 2) 令和1・2・3全省庁統一資格の資格審査結果通知書の写し

B. 全省庁統一資格を有していない者

- 1) 公募参加確認書(様式1)及びその添付書類(法人概要、パンフレット等)
- 2) 登記簿謄本(写)(法人格を有する場合)
- 3) 財務諸表(直近1か年分)(写)
- 4) 納税証明書(その3の3)(写)

- 5) 営業経歴書(過去1年間の事業実績を示す資料など)
- 6) 資格審査申請書(様式2)

(2) 提出期限 2020年8月10日(月) 17時必着

※送付(配達記録の残るものに限ります)する場合は提出期限必着。持参の場合は、平日10:00から17:00まで(正午から14:00までは除く)に下記提出場所へ持参のこと。

(3) 提出部数 正1部

(4) 提出場所 JICA 北海道(帯広) 道東業務課

〒080-2470 帯広市西20条南6丁目1-2

(5) その他

- 公募参加確認書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担となります。
- 提出された公募参加確認書は、返却しません。
- 提出された公募参加確認書は、公募参加確認書の審査以外に提出者に無断で使用することはありません。

5. 公募実施後の対応

公募参加確認書の提出があった場合は、応募要件を満たしているか否かの審査を行い、審査結果を2020年8月12日(水)までに提出者に通知します。なお、公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名競争入札(総合評価落札形式)または指名による企画競争を行います。その場合の日時、場所等の詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して、別途連絡します。

6. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨:日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約保証金:免除

(3) 契約書作成の要否:要

(4) 共同企業体の結成:認めない

(5) 委託業務の詳細は委託契約業務概要(別添)による。

(6) 契約経費:

当機構が定める研修委託に係る諸経費(業務人件費、業務管理費)、その他研修実施に必要な直接費(講師謝金、資機材費等)を支払います。

(7) 当機構の契約競争関連規程は、当機構ホームページの「調達情報」(URL:<http://www.jica.go.jp/announce/index.html>)にて公開中。

(8) 情報の公開について:

本公示により、公募参加確認書を提出する法人・団体等については、その法人、団体等名を契約情報として当機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公募により契約に至った契約先に関する以下の情報を当機構ホームページ上で公表することとしますので、本内容に同意の上で、公募確認書の提出及び契約の締結

を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、公募参加確認書の提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

①公表の対象となる契約相手方

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注)役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

②公表する情報

契約ごとに、契約名称及び契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名

イ. 契約相手方の直近3ヵ年の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

③当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

④情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

(9) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。

以上

**2020 年度(国別)「南アジア向け市場志向型農業振興」
研修委託契約業務概要**

1. 当該研修コースの概要

(1)研修コース名:「南アジア向け市場志向型農業振興」コース

(2)背景

JICA はケニアとの技術協力において、ビジネスとしての農業による所得向上を目指しながら、農家ひとりひとりの「やる気」を引き出し、自助努力によるさらなる成長を推進する、という SHEP(Smallholder Horticulture Empowerment and Promotion)アプローチを生んだ。本研修は、同アプローチを南アジア地域でも広域展開するために企画されたものである。

(3)研修期間(予定)

遠隔研修期間:2020 年 10 月中旬から 2020 年 11 月初旬まで

※2021 年度に来日出来る状況であれば、遠隔研修参加者を対象に 1 週間程度の本邦研修を計画する予定。来日研修の実施時期は 8 月下旬を想定しているか、実施有無も含め、状況を見ながら判断していく。同本邦研修実施する場合、委託契約は 2020 年度の遠隔研修契約相手方を対象に、別途契約を締結する。

(4)研修目的(案件目標)

遠隔研修で学んだ SHEP アプローチを用いた活動が、研修員により実践される。

(5)研修の到達目標(単元目標)

- 1) 研修員の母国における園芸作物(野菜)栽培/流通/販売システム又はその普及体制における課題が分析され、視覚化される。
- 2) 「情報の非対称性」の理論と日本における実例を理解し、説明できる。
- 3) 農家の内発的動機(モチベーション)を高めて活動を持続させるアプローチを理解し、説明できる。
- 4) 1)~3)をふまえて、1)で検討された問題の解決のためのアクションプラン案が作成できる。
- 5) 4)で作成されたアクションプラン案を所属組織で発表し、具体的な活動が実行される。

(6)研修内容

世界的な COVID-19 の感染拡大の影響により、研修員の国を超えた移動が困難になっているため、オンラインを活用した遠隔研修を実施する。研修受託機関はその企画、運営方法について、JICA 担当者と協議の上、実施に向けた調整を行うこととする。

1) 事前プログラム(2020年8月上旬～2020年9月中旬)

研修員が所属組織の構成、農業政策・戦略、関連課題における各アクターの役割の特定および分析を行い、レポートとして取りまとめる。

2) メインプログラム

(第1週:2020年10月12日～2020年10月16日、インターバル:2020年10月17日～2020年11月1日、第2週:2020年11月2日～2020年11月6日)

講義、討議、演習、動画視聴等を通じ、SHEPアプローチの基本的考え方を理解する。また、各研修員が自身の立場・役割を振り返った上で、SHEPアプローチを推進していくために必要な知識を学び、活用可能なアイデアを引き出し、それを基に各国に適合させたアクションプランを作成する。

講義、討議、演習、動画視聴等の詳細は、以下のとおり。

- ① 事前プログラムにおいて明確化した本研修参加目的の確認と、作成したレポートに基づくグループ討議
- ② 市場志向型農業および SHEP アプローチの基本的な考え方、活動ステップ概要
- ③ 日本の農業・農業政策・制度概要、農政の実施体制、官民の協力関係、普及手法、農業協同組合・農民組織化、ジェンダー等
- ④ 園芸作物(野菜)の市場動向把握、生産・流通・販売システムの全体像と主要アクターの役割と視点、アクター間に存在する情報の格差
- ⑤ 関係者(とりわけ農家)のモチベーションとスキル・知識を向上させるための活動方法
- ⑥ 日本ででの学びのとりまとめ及び自国での活用方法の検討

3) インターバル期間

メインプログラム第1週と第2週の間には設けられたインターバル期間、研修員は職場に戻り、農民へのインタビューやテキスト事前学習などの課題に取り組む。

4) 事後プログラム(2020年11月中旬～2021年5月上旬)

研修終了後2週間以内に、研修員が所属機関・関係機関に対し、研修成果を共有する。また、6か月以内に活動進捗を JICA に対して報告する。

※2021年度に来日出来る状況であれば、動画視聴した視察先等を直接訪問する機会を設ける。

(7) 研修員

1) 定員:20名程度

2) 研修対象国:ネパール、パキスタン

※タジキスタン、バングラデシュ、スリランカ、ブータンからもオブザーバー参加を予定

3) 研修対象組織・対象人材

【対象組織】

営農指導/普及を所掌する中央官公省庁、または地域の地方政府

【対象人材】

1. 研修で作成したアクションプランを実行に移す意欲と能力のある
2. 当該分野で3年以上の経験がある
3. 大卒もしくは同等の学位保持者

2. 委託業務の範囲及び内容

- (1) 研修日程調整及び研修詳細計画書の様式を用いた日程案の作成
- (2) 講師・見学先・実習先の選定
- (3) 講義依頼、講師派遣等依頼及び教材作成依頼文書の作成・発信
- (4) 教材の複製や翻訳についての適法利用の確認
- (5) 講師・見学先への連絡・確認
- (6) JICA、省庁、他関係先等との調整・確認
- (7) 講義室・会場等の手配
- (8) 使用資機材の手配
- (9) テキストの選定と準備(翻訳・印刷業務含む)
- (10) 講師への参考資料(テキスト等)の送付
- (11) 講師からの原稿等の取り付け、配布等の調整、教材利用許諾範囲の確認及びJICAへの報告(著作物の利用条件一覧については、原則評価会の5営業日前までにJICAへ提出)
- (12) 講師・見学先への手配結果の報告
- (13) 研修監理員との連絡調整
- (14) プログラム・オリエンテーションの実施
- (15) ファイナルレポート・インテリムレポートの作成要領の決定、指示
- (16) 研修員の技術レベルの把握
- (17) 研修員作成の技術レポート、提出課題等の評価
- (18) 研修員からの技術的質問への回答
- (19) 評価会、技術討論会(各種レポート発表会含む)の準備、出席、進行補助
- (20) 閉講式実施補佐
- (21) 研修監理員からの報告聴取
- (22) 講義・見学先謝金支払い、明細書送付を含む諸経費支払い手続き
- (23) 業務完了報告書作成、経費精算報告書作成
- (24) 関係機関への礼状の準備・発信、資材資料返却
- (25) 反省会への出席
- (26) 上記及び下記(2)(3)を遠隔で実施するための準備、実施

3. 本業務に係る報告書の提出

本業務の報告書として、業務完了報告書、経費精算報告書各1部ずつを、遠隔研修期間終了後、本邦研修終了後、それぞれ速やかに提出する。業務完了報告書の提出期限は、それぞれの契約履行期限日から起算して、10営業日前までとする。

4. その他

- (1) 本コースは途上国の現状・課題に沿ったカリキュラム、実施が重要になるため、本業務の受託者は途上国の知見・経験を有することが望ましい。また機構が指定する本分野の専門性を持つコースリーダーと良好な関係を築き、充実したカリキュラムの策定、実施に向けて取り組むことが求められる。
- (2) 研修実施の運営に係る研修監理員(兼通訳)の配置は別途機構或いは機構が指定する業者を通じて行う。したがって、研修実施にあたっては、本業務受託業者は、これら関連する団体等との調整を行うものとする。なお、研修監理員業務の手配業務は、研修委託契約の中にも含めることも可能である。
- (3) 資料・テキストの翻訳・印刷・製本は、本業務受託業者が実施することを原則とする。

(注)本業務概要は予定段階のもので、詳細については変更となる可能性もあります。

以上

公募参加確認書

独立行政法人国際協力機構
北海道センター(帯広)
分任契約担当役
代表 沢田 博美 殿

提出者 〒
住所
団体名
代表者 役職・氏名 印
担当者 部署・役職・氏名
連絡先 メールアドレス
TEL
FAX

2020年度(国別)「南アジア向け市場志向型農業振興」に係る公募において応募要件を満たしており、業務への参加を希望しますので公募参加確認書を提出します。

記

1 法人概要

※法人概要について記載すること(パンフレット等で代用できる場合は、パンフレットを添付すること)

2 応募要件に関する記述

※公募に掲げる応募要件を満たしている状況等について記載すること。

※サイズ:A 4 版縦、記載しきれない場合は、別紙添付でも可。

以上

資格審査申請書

年 月 日
 （整理番号： ）

独立行政法人国際協力機構
 契約担当役 殿

[案件名 2020 年度（国別）「南アジア向け市場志向型農業振興」] への参加資格に対する審査を申請いたします。なお、この申請書の全ての記載事項及び添付書類については、事実と相違ない事を誓約します。

1. 申請者

ふりがな	
会社名	
ふりがな	
代表者 役職名・氏名	(* 役職名が登記簿謄本と異なる場合、役職名が確認できる書類を添付)
直近決算日	令和 年 月 日
本社所在地	〒 TEL : FAX :

2. 担当者連絡先（JICA からの連絡する場合に、窓口になっていただく方）

担当者 連絡先 (本社所在地と 同一の場合 は記入不要)	〒 TEL : FAX :
部署名	
ふりがな	
担当者 役職名・氏名	Email :

資格審査申請書（2 / 3）

3. 希望する資格の種類（*注：登記されている事業に限る）

資格の種類	注) 希望する資格に○印をご記入ください。(複数選択可)
物品の製造	
物品の販売	
役務の提供等 (物品の製造、販売以外全て)	

4. 経営状況

別紙に必要数値をご記入ください

5. 添付書類

添付書類		確認欄 添付したものに○をつけてください。
1	登記簿謄本（写）	
2	財務諸表（直近1ヵ年分）	
3	納税証明書その3の3（写）	

注1) 公的機関が発行する書類（1. 登記簿謄本（写）、3. 納税証明書）については、発行日から3ヶ月以内のものに限ります。

注2) 5. その他、入札説明書で求めている書類（一般契約のみ）

6. 公示情報等に関するメールマガジン配信希望

公示情報の種類	希望する公示情報に○印をご記入下さい。(両方選択可)
コンサルタント等契約の公示情報のメールマガジン	
一般契約（機材、物品、役務一般、印刷及び製造等の購入、建設・設備工事）の公示情報のメールマガジン	

※上述「営業担当連絡先」のメールアドレスと異なる場合のみ下記欄にご記載ください。
※複数名登録可能です。

メールマガジン配信先 E-mail	
-------------------	--

本申請書に記載された情報は、氏名を除き一般公開の対象となります。また、当機構において、個人情報に関する部分は、入札競争・プロポーザル選考・見積徴収等の実施に際し、企業選定と資格確認のためにのみ利用されます。

国際協力機構記入欄

受領日	年	月	日
-----	---	---	---

別 紙

1. 営業実績

販売、製造等の営業実績（売上高）を直前2ヵ年分記入する。

直前決算年度（千円）	直前々決算年度（千円）	平均実績額（千円）
A	B	① $(A + B) / 2$

2. 自己資本額

直前決算時の金額を記入する。なお、欠損はマイナス表示とする。

	直前決算時（千円）	剰余（欠損）金処分（千円）
資本金		
準備金・積立金	(注1)	
次期繰越利益（欠損）金		(注2)
小 計	A	B
合 計	② $A + B$ (注3)	

注1：(貸借対照表の純資産の部) - (資本金) - (繰越利益剰余金) = (準備金、積立金、資本剰余金、自己株式、評価・換算差額、新株予約権等の合計)

注2：繰越利益剰余金

注3：貸借対照表の純資産合計と一致

3. 流動比率

直前決算時の金額を記入する。

流動資産（千円）	A	③ $A / B \times 100$ (%)
流動負債（千円）	B	

4. 営業年数

④ 年

5. 機械設備等の額（営業品目が「物品の製造」に該当する場合のみ、記入願います。）

機械装置類（千円）	運搬具類（千円）	工具その他（千円）	合 計（千円）
			⑤

※上記金額は、千円未満を四捨五入すること。

以 上